

日高市建築物耐震改修促進計画

令和8年3月改定

日高市

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

1	計画策定の背景	1
2	計画の目的及び位置づけ	3
3	計画期間	3
4	対象区域及び対象建築物	4

第 2 章 建築物の耐震化の現状と目標

1	地震履歴	8
2	地震環境	8
3	想定される地震の規模及び被害	9
4	住宅の耐震化の現状と目標	12
5	特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状と目標	13

第 3 章 建築物の耐震化を促進するための施策

1	建築物の耐震化に係る基本的な取組方針	17
2	耐震化に関する意識啓発及び知識の普及	17
3	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	19
4	安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	21
5	地震時の安全対策	22

第 4 章 その他耐震化の促進に関する事項

1	優先的に耐震化すべき建築物	23
2	重点的に耐震化すべき区域の設定	23
3	関係団体等による協議会の活用	23
4	多数の者が利用する市有建築物の耐震化の基本方針	24
5	その他	25

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

平成7年1月に起きた阪神・淡路大震災では6,434人の尊い命が奪われ、このうち地震による直接的な死者数は5,502人、さらにこのうち約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊によるものであったと報告されています。また、被害を受けた建築物の多くは昭和56年以前の旧耐震基準で建てられたものでした。

この教訓を踏まえて、平成7年10月に建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

その後も各地域で大地震が発生しており、わが国においては大地震がいつどこで発生するのか予測が難しい状況にあります。

また、建築物の耐震化については、国の中央防災会議で決定された地震防災戦略（平成17年3月）や建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標が設定されました。この目標を達成するためには、住宅の耐震化が最も重要な課題とされ、緊急かつ優先的に取り組むべきものとして位置づけられています。

このような状況の中、平成17年11月に耐震改修促進法が改正され、同法第5条第7項では、国の基本方針及び都道府県耐震改修促進計画（埼玉県建築物耐震改修促進計画 平成19年3月策定）を勘案して、市町村の耐震改修促進計画を定めるよう努めることが規定されています。本市においても、住宅及び建築物の耐震化を促進することにより、地震による建物の被害を最小限に止め、地震災害に強いまちづくりを推進することを目的とし、本計画を平成23年3月に策定いたしました。

しかしながら平成23年3月11日に発生した東日本大震災による地震被害を受けて、国は今後発生が予想されている南海トラフの巨大地震や首都直下型地震が最大クラスの規模で発生した場合に想定される甚大な人的・物的被害に備えるべく、地震対策本部の設置及び地震対策計画の策定を行い、各対策の推進に積極的

に取り組んできました。

一方で、大地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成 25 年 11 月に耐震改修促進法が改正され、更には『建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 25 年 10 月国土交通省告示第 1055 号）』（以下「国の基本方針」という。）の改正、『首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月閣議決定）』、『改定埼玉県建築物耐震改修促進計画（平成 28 年 3 月）』、『改定埼玉県住生活基本計画（平成 29 年 3 月）』、『埼玉県地域強靱化計画（平成 29 年 3 月）』、『埼玉県 5 か年計画「希望・活躍・うるおいの埼玉」』が策定されています。平成 31 年 1 月には耐震改修促進法施行令を改正、『改正埼玉県建築物耐震改修促進計画（令和 3 年 3 月）』、『国の基本方針』の改正が令和 3 年 12 月、令和 7 年 7 月に策定されています。

こうした中で令和 3 年 3 月に改定した『日高市建築物耐震改修促進計画』における目標計画年度が令和 7 年度をもって終了することから、目標計画年度の 5 年間の延長を行う。

2 計画の目的及び位置づけ

本計画は、快適に暮らせる安心・安全のまちを目指して、住宅及び建築物の耐震化を促進することにより、地震による建物の倒壊等の被害から市民の生命と財産を守ることを目的に、国の基本方針及び県の耐震改修促進計画を勘案し、また、日高市総合計画、日高市地域防災計画等との整合性を図り、耐震診断や耐震改修等を計画的に促進するために日高市建築物耐震改修促進計画として策定するものです。

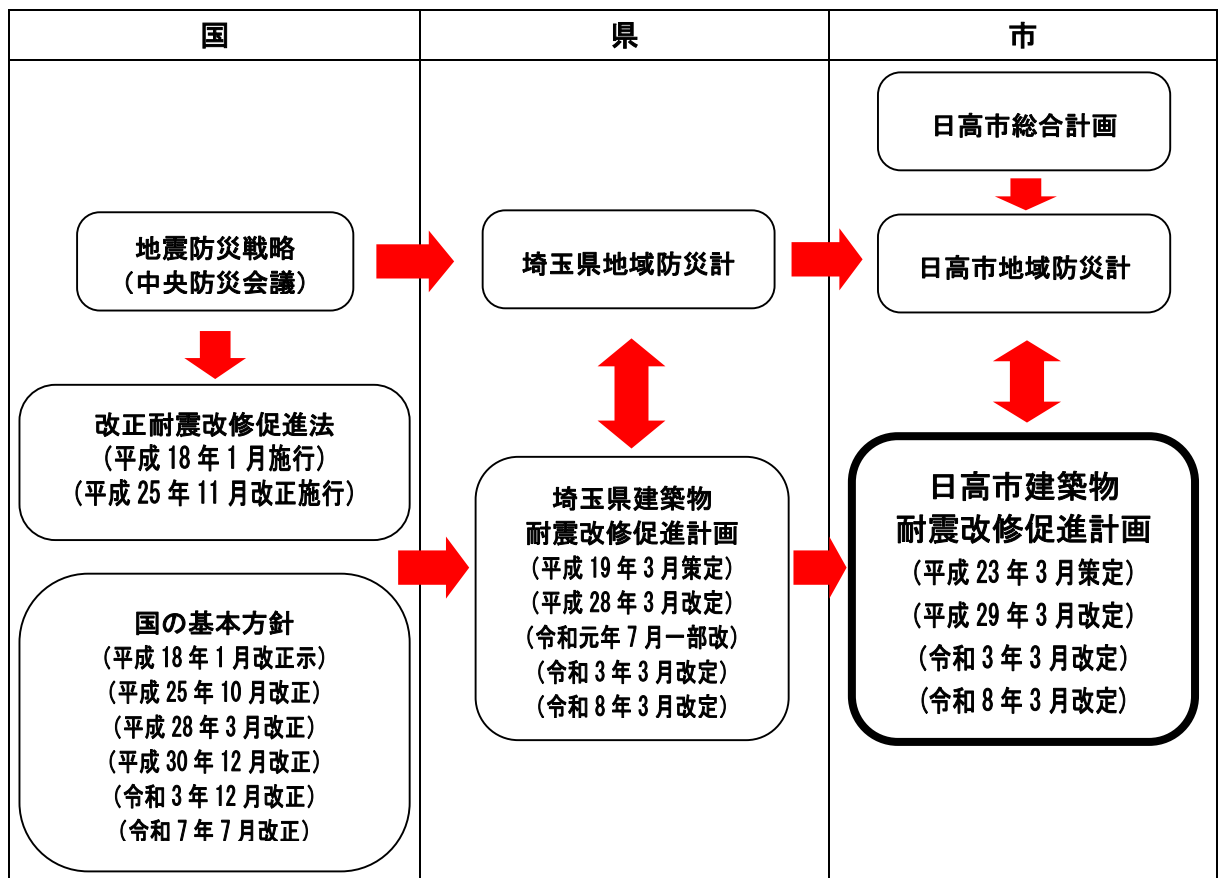


図 1-1 計画の位置づけ

3 計画期間

本計画の計画期間は、国の基本方針及び埼玉県建築物耐震改修促進計画との整合性を図るため、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

計画期間中においては、住宅及び建築物の耐震化を図るため、定期的に進捗状況を検証していきます。さらに、耐震化に関する国や県の施策や耐震化の進捗状況により、必要に応じて計画内容を見直し、計画期間の延長も検討します。

4 対象区域及び対象建築物

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、市全域とします。

(2) 対象建築物

本計画の対象となる建築物は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に規定する新耐震基準^{※1}（昭和 56 年 6 月 1 日施行）前に着工された住宅及び耐震改修促進法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物^{※2}等とします。

表 1-1 対象建築物

種 類	内 容	備 考
住宅	・ 戸建住宅、併用住宅 ・ 長屋、共同住宅	全ての住宅
特定既存耐震 不適格建築物	・ 耐震改修促進法第 14 条に規定する 特定既存耐震不適格建築物 ※2	民間建築物
特定既存耐震 不適格建築物等	・ 耐震改修促進法第 14 条に規定する 特定既存耐震不適格建築物 ※2 ・ 避難所等及び災害時に拠点となる 防災上重要な建築物	市有建築物

※1 新耐震基準

昭和 53 年に宮城沖地震が発生し、その被害を踏まえ、建築基準法の改正（昭和 56 年 6 月 1 日施行）により、耐震設計基準が大幅に改正された。この改正後に着工された建築物が「新耐震基準」と呼ばれています。

※2 特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第 14 条に規定する建築物）

以下の新耐震基準に適合しない建築物

1 号（多数の者が利用する建築物）

学校、体育館、病院、事務所等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物（表 1-2）

2 号（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物）

一定数量以上の火薬類、石油類その他の危険物の貯蔵場又は処理場（表 1-3）

3 号（地震発生時に通行を確保すべき道路の沿線の建築物）

地震によって倒壊した場合、その敷地に接する道路（緊急輸送道路）の通行を妨げ、多数の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（図 1-2、及び 16 ページの表 2-8、図 2-2）

表1-2 耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物一覧

※規模要件（階数、床面積の両方が下記の規模以上のものが対象）

法	用途		特定既存耐震不適格建築物の規模要件※3		指示対象となる規模要件※4	
			階数	床面積	階数	床面積
第14条第1号	学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	2階	1,000㎡ (屋内運動場の面積含む)	2階	1,500㎡ (屋内運動場の面積含む)
		上記以外の学校	3階	1,000㎡	—	—
	体育館		1階	1,000㎡	1階	2,000㎡ (一般公共の用に供されるものに限る)
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		3階	1,000㎡	3階	2,000㎡
	病院、診療所					
	劇場、観覧場、映画館、演芸場					
	集会場、公会堂				—	—
	展示場				3階	2,000㎡
	卸売市場					
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗					
	ホテル、旅館					
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				—	—
	事務所				2階	1,000㎡
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの					
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		2階	500㎡	2階	750㎡
	幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園		3階	1,000㎡	3階	2,000㎡
	博物館、美術館、図書館					
	遊技場					
	公衆浴場				3階	2,000㎡
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの					
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗						
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		—				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		3階			2,000㎡	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設						
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物（不特定かつ多数の者が利用するものに限る）						
第14条第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 ※詳細は表1-3参照		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物		500㎡以上	
第14条第3号	地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物 ※詳細は図1-2、表2-8、図2-3参照		一定の高さ以上の建築物		一定の高さ以上の建築物	

※3 特定既存耐震不適格建築物の規模要件

耐震改修促進法第 14 条に規定する建築物で、耐震改修促進法第 15 条 1 項に規定する耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言をすることができる対象建築物の規模要件

※4 指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件

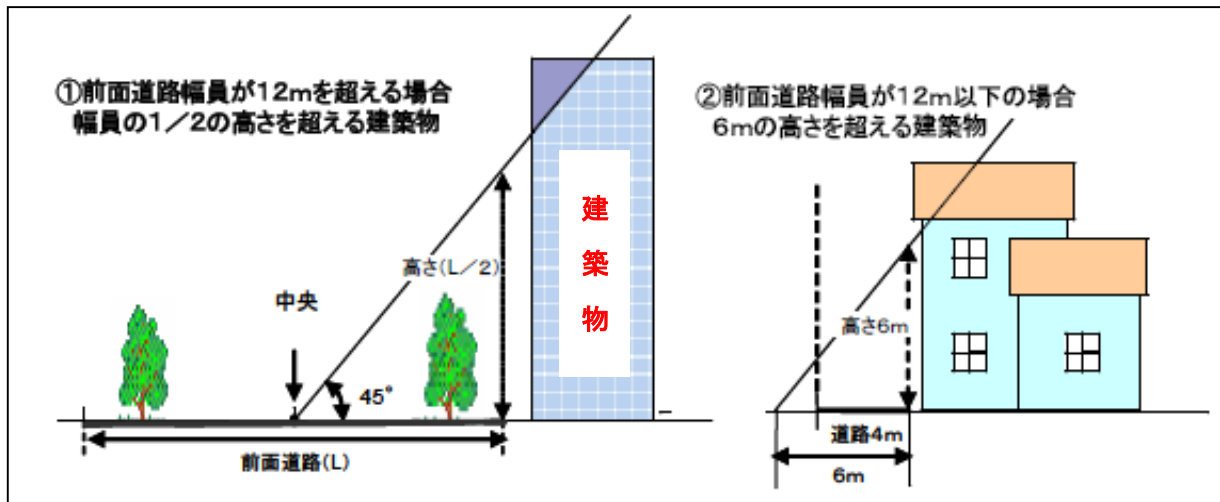
耐震改修促進法第 14 条に規定する建築物で、耐震改修促進法第 15 条第 2 項に規定する耐震診断及び耐震改修について必要な指示をすることができる対象建築物の規模要件

表 1-3 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定既存耐震不適格建築物

危険物の種類	危険物の数量
1. 火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空砲	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500 km
ヌ 導火線	500 km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	火薬火工品 10 t 爆薬火工品 5 t
2. 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
3. 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類及び同表備考第 8 に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m ³
4. マッチ	300 マッチトン [※]
5. 可燃性のガス(6 及び 7 を除く。)	2 万 m ³
6. 圧縮ガス	20 万 m ³
7. 液化ガス	2,000 t
8. 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	毒物 20 t 劇物 200 t

※マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、平型マッチ(56×36×17mm)で 7,200 個、約 120 kg

地震によって道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物の基準は以下のとおりです。



出典：国土交通省ホームページ

図 1-2 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿線の建築物

第2章 建築物の耐震化の現状と目標

1 地震履歴

本市に影響を与えた地震としては、大正12年の関東大震災、昭和6年の西埼玉地震、昭和43年の埼玉県中部を震源とした地震、昭和63年の埼玉南部を震源とした地震及び平成3年の日高市女影を震源とした地震等があります。この中で関東大震災での全半壊17件の記録が残されておりますが、近年ではあまり地震による被害を受けておりません。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、本市では大きな被害はなかったものの、広域で生活物資の不足が生じました。

2 地震環境

地震は、海溝型地震〔関東地震（関東大震災）、十勝沖地震、千葉県東方沖地震、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）など〕と、活断層型地震〔西埼玉地震、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、新潟県中越地震など〕の2つのタイプに大別されます。

海溝型地震は、今後、発生間隔が約200～300年とされる関東地震（関東大震災）と同様のマグニチュード8クラスの地震と、それらの地震の間に発生するマグニチュード7クラスの地震の発生が想定されています。このような地震は、局地的に大きな被害を与えるものであり、関東地震（関東大震災）後90年以上経過していることを考えると切迫性はかなり高まっています。

一方、活断層型の地震は、地下の比較的浅いところの岩盤にプレートの移動による歪がたまり、限界に達した時にずれが生じて発生する地震です。活断層による地震は震源域が浅いところで発生すると、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）のように非常に激しい被害をもたらします。

3 想定される地震の規模及び被害

県では地震被害想定調査を5回実施しており、最近の調査では埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）を作成しています。この調査では、埼玉県の地震環境に係る最新の科学的知見や調査結果をもとに、5つの想定地震について、建物・人的・ライフライン等の被害予測結果が示されています。

また、活断層による地震動の推計にあたっては、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、震度分布が大きく異なることを考慮し、複数のパターンが想定されています。関東平野北西縁断層帯地震は3点（北、中央、南）、立川断層帯地震は2点（北、南）のパターンが設定されています。

表2-1 埼玉県地震被害想定調査における想定地震

想定地震	マグニチュード	地震のタイプ	想定
東京湾北部地震	7.3	海溝型地震	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 首都圏に大きな被害をもたらしたとされる元禄地震（関東大震災）を想定
茨城県南部地震	7.3		
元禄型関東地震 （相模湾～房総沖）	8.2		
関東平野北西縁断層帯地震	8.1	活断層型地震	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 最新の知見に基づく震源条件により検証
立川断層帯地震	7.4		



出典：埼玉県地震被害想定調査報告書

図2-1 想定地震の断層位置図

これらの地震による被害予測結果は表 2-2 のとおりです。想定された地震の中で、本市において、被害が最も大きいと予想されるものは「関東平野北西縁断層帯(中央)」による地震であり、全壊 42 棟、半壊 549 棟と報告されております。

表 2-2 埼玉県地震被害想定調査における被害想定結果

被害内容			東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	
最大震度			5 強	5 弱	5 強	
建物被害	全建物	全壊数(棟)	0	0	0	
		全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	
		半壊数(棟)	3	0	2	
		半壊率(%)	0.01	0.00	0.01	
火災	冬 18 時	出火件数	0.1	0.1	0.1	
		焼失数(棟)	7	4	5	
		焼失率(%)	0.03	0.02	0.02	
人的被害	死傷者	死者数(人)	夏 12 時	0	0	0
			冬 5 時	0	0	0
			冬 18 時	0	0	0
		負傷者数(人)	夏 12 時	1	0	1
			冬 5 時	0	0	0
			冬 18 時	1	0	1
	避難者 (避難所外避難者含む)	1 日後	19	11	13	
		1 週間後	208	11	13	
		1 ヶ月後	19	11	13	
	帰宅困難者	平日	夏 12 時	5,826	1,787	5,265
			冬 18 時	2,766	631	2,489
		休日	夏 12 時	5,981	1,770	5,652
			冬 18 時	2,888	699	2,765
ライフライン	電気 (地震直後)	停電世帯数	0	2	0	
		停電率(%)	0.00	0.01	0.00	
	電話(最大)	不通回線数	4	2	3	
		被害率(%)	0.02	0.01	0.01	
	都市ガス	供給停止件数	0	0	0	
		供給停止率(%)	0.00	0.00	0.00	
	上水道 (1 日後)	被害箇所数	9	0	0	
		断水人口(人)	2,846	0	95	
	下水道	被害延長(箇所/km)	17	15	18	
		機能支障人口(人)	4,213	3,613	4,305	

被害内容			関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震		
			破壊開始点 北	破壊開始点 中央	破壊開始点 南	破壊開始点 北	破壊開始点 南	
最大震度			6弱	6弱	6弱	6弱	6弱	
建物被害	全建物	全壊数(棟)	29	42	29	23	14	
		全壊率(%)	0.13	0.19	0.13	0.10	0.06	
		半壊数(棟)	438	549	441	366	286	
		半壊率(%)	1.92	2.41	1.94	1.61	1.26	
火災	冬18時	出火件数	0.6	0.7	0.6	0.5	0.5	
		焼失数(棟)	25	29	27	22	13	
		焼失率(%)	0.09	0.11	0.10	0.08	0.05	
人的被害	死傷者	死者数 (人)	夏12時	1	2	1	1	1
			冬5時	2	3	2	2	1
			冬18時	2	2	2	1	1
		負傷者数 (人)	夏12時	53	61	53	40	36
			冬5時	70	87	70	57	45
			冬18時	53	63	53	43	36
	避難者 (避難所外避難者 含む)		1日後	280	361	287	235	163
			1週間後	293	433	337	316	320
			1ヶ月後	310	519	390	235	163
	帰宅困難者	平日	夏12時	7,609	7,609	7,609	7,609	7,609
			冬18時	3,690	3,690	3,690	3,690	3,690
		休日	夏12時	7,401	7,401	7,401	7,401	7,401
			冬18時	3,529	3,529	3,529	3,529	3,529
ライフライン	電気 (地震直後)	停電世帯数	736	1056	726	581	357	
		停電率(%)	3.47	4.98	3.42	2.73	1.68	
	電話(最大)	不通回線数	19	23	21	16	11	
		被害率(%)	0.08	0.10	0.09	0.07	0.05	
	都市ガス	供給停止件数	732	850	850	6,546	732	
		供給停止率(%)	8.9	10.3	10.3	79.6	8.9	
	上水道 (1日後)	被害箇所数	1	4	3	15	13	
		断水人口(人)	179	1,021	702	4,928	4,136	
	下水道	被害延長(箇所/km)	33	34	33	33	33	
		機能支障人口(人)	8,048	8,248	8,129	8,064	8,017	

4 住宅の耐震化の現状と目標

住宅・土地統計調査と埼玉県統計年鑑を基に令和8年3月末の市内住宅総数を推計すると22,098戸となります。そのうち、耐震性のある住宅は21,299戸と推計され、耐震化率^{※5}は96.4%となります。

目標値95%に達していますが、引き続き耐震化を促進させるため、令和12年3月末における住宅の耐震化率の目標を耐震性が不十分な住宅をおおむね解消に設定します。

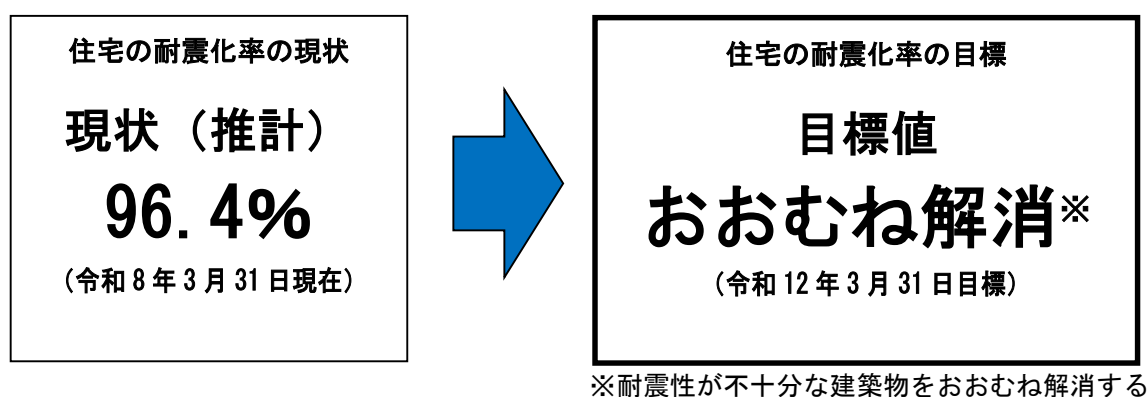


表 2-3 住宅の耐震化の現状と目標

（単位：戸）

	昭和56年5月までの旧耐震基準の住宅		昭和56年6月以降の新耐震基準の住宅	計	耐震化率(%)	
	耐震性なし	耐震性あり				
	a	b	c	d	e=a+d	f=(c+d)/e
令和2年 3月31日現在	6,355	1,989	4,366	16,253	22,608	91.2%
令和8年 3月31日現在	5,452	799	4,653	16,646	22,098	96.4%

※ 耐震化率の算定：昭和56年5月までに工事に着工した建築物のうち、耐震性があるとされるものと新耐震基準で建築された建築物との合計が、全体に占める割合で算出しました。

※ 住宅戸数及び「耐震性あり」の戸数については、実数を把握することが困難なため、総務省統計局で公表している「住宅・土地統計調査」及び埼玉県統計年鑑の統計値に基づき推計したものです。

※5 耐震化率

現行の耐震基準を満足する建築物とするため、建替えや耐震改修を行っていくことによる、耐震性を満たす建築物数が全体の建築物数に占める割合をいう。

5 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状と目標

多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号）については、表1-2にある用途区分を以下のとおり分類します。

表2-4 多数の者が利用する建築物の施設区分

施設区分	施設例
学校	市立小・中・義務教育学校、私立学校、幼稚園等
病院・診療所	病院、診療所
店舗等	店舗、公衆浴場等
ホテル・旅館等	ホテル、旅館、宿泊施設
賃貸住宅等	賃貸共同住宅、寄宿舍、市営住宅等
社会福祉施設等	老人福祉センター、老人ホーム、保育所等
その他の一般庁舎	市役所庁舎等
その他	体育館、工場等

令和8年3月末現在、多数の者が利用する建築物の現状は、用途区分により表2-5のとおりで耐震化率は全体で98%となっております。

表2-5 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

市有建築物 及び民間建築物	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物		昭和56年6月 以降の新耐震 基準の建築物	計	耐震化率(%)	
	耐震性なし	耐震性あり				
	a	b	c	d	e=a+d	f=(c+d)/e
学校	19	0	19	11	30	100%
病院・診療所	0	0	0	9	9	100%
店舗等	0	0	0	1	1	100%
ホテル・旅館等	0	0	0	3	3	100%
賃貸住宅等	30	0	30	15	45	100%
社会福祉施設等	0	0	0	7	7	100%
その他の一般庁舎	1	0	1	1	2	100%
その他	5	2	3	32	37	95%
計	55	2	53	79	134	99%

(注)旧耐震基準の建築物で、耐震性が不明なものについては「耐震性なし」として計上しています。

耐震化の目標については、市有建築物と民間建築物に分けて設定します。

(1) 多数の者が利用する市有建築物の耐震化の現状と目標

市有特定既存耐震不適格建築物は、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の避難所や拠点施設としての機能確保の観点からも耐震性の確保が求められます。

平成28年現在、市有特定既存耐震不適格建築物40棟については、小中学校等の耐震化工事の取り組みにより、全て耐震性が確保されています。

表 2-6 多数の者が利用する市有建築物の耐震化の現状と目標 (単位：棟)

市有建築物	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率 (%)	目標耐震化率 (%)
	a	耐震性なし b	耐震性あり c				
学校	19	0	19	6	25	100%	100%
賃貸住宅等	3	0	3	0	3	100%	100%
社会福祉施設等	0	0	0	1	1	100%	100%
その他の一般庁舎	1	0	1	1	2	100%	100%
その他	2	0	2	7	9	100%	100%
計	25	0	25	15	40	100%	100%

(注)「学校」の数値については、特定既存耐震不適格建築物の棟数で「小中学校等耐震化・改修計画」の数値とは異なります。

(2) 多数の者が利用する民間建築物の耐震化の現状と目標

令和8年3月末現在、民間特定既存耐震不適格建築物 94 棟のうち、耐震性のないものが2棟あり、耐震化率の現状は98%となっております。

これらの現状を踏まえ、民間特定既存耐震不適格建築物の目標耐震化率を用途毎に表2-7とし、県と連携して耐震化の促進に取り組めます。

表 2-7 多数の者が利用する民間建築物の耐震化の現状と目標 (単位：棟)

民間建築物	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率 (%)	目標耐震化率 (%)
	a	耐震性なし b	耐震性あり c				
学校	0	0	0	5	5	100%	100%
病院・診療所	0	0	0	9	9	100%	100%
店舗等	0	0	0	1	1	100%	100%
ホテル・旅館等	0	0	0	3	3	100%	100%
賃貸住宅等	27	0	27	15	42	100%	100%
社会福祉施設等	0	0	0	6	6	100%	100%
その他	3	2	1	25	28	93%	95%
計	30	2	28	64	94	98%	95%

(注)旧耐震基準の建築物で、耐震性が不明なものについては「耐震性なし」として計上しています。

(3) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

(耐震改修促進法第14条第2号)

耐震改修促進法第14条第2号に定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定既存耐震不適格建築物は、政令で定める数量以上の危険物を貯蔵・処理する建築物のうち、新耐震基準前の建築物で耐震性のないものが対象となります。

耐震改修促進法第14条第2号に定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定既存耐震不適格建築物については、県と連携して耐震化の促進に取り組めます。

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿線の建築物

(耐震改修促進法第14条第3号)

地震発生時に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施に必要な道路として、緊急輸送道路、避難路、通学路等避難所に通ずる道路等があります。

これらの道路に接する敷地の建築物の倒壊によって道路の機能が妨げられることのないように、耐震診断・耐震改修の促進を図る必要があります。

このうち、埼玉県地域防災計画に定められた第一次特定緊急輸送道路、第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路については、災害時の拠点施設を連絡するほか、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送などの観点から、これらの道路に敷地が接する既存耐震不適格建築物の耐震化に取り組みます。

表2-8 地震発生時に通行を確保すべき道路

路線名	種別
首都圏中央連絡自動車道	第一次特定緊急輸送道路
国道299号	第一次特定緊急輸送道路
国道407号	第一次特定緊急輸送道路
県道川越日高線	第一次緊急輸送道路
県道飯能寄居線	第一次緊急輸送道路
県道日高川島線	第二次緊急輸送道路

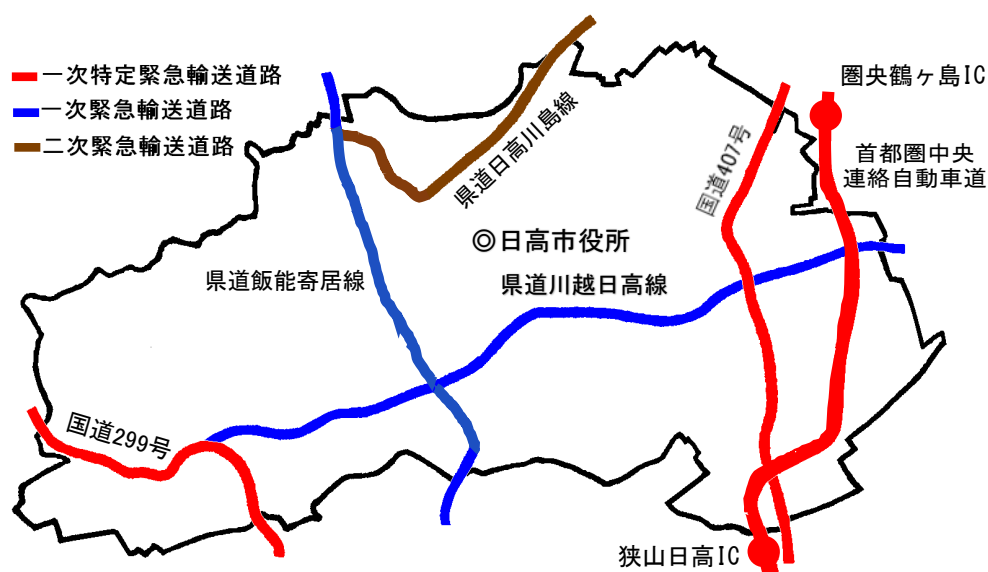


図2-2 緊急輸送道路図

第3章 建築物の耐震化を促進するための施策

1 建築物の耐震化に係る基本的な取組方針

住宅及び建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が地震防災対策を自らの問題と意識して取り組むことが不可欠です。

市は、建築物の所有者等に対し、建築物の耐震化に関する意識啓発に努めるとともに、所有者等が耐震診断及び耐震改修を推進するために適切な情報提供や負担軽減のための支援を行います。

2 耐震化に関する意識啓発及び知識の普及

(1) パンフレット等による情報の周知

耐震改修に関する意識啓発や知識普及、耐震診断・耐震改修に関する支援制度や無料簡易耐震診断等について広報やパンフレット等により情報の周知を図ります。



図 3-1 啓発用パンフレット例

(2) 地震ハザードマップによる情報提供

市は、発生のおそれがある地震の概要と地震による地盤の揺れやすさの程度、地震が発生した場合の建築物倒壊の危険性、避難所、地震時の安全対策等を記載した日高市地震ハザードマップを配布し、防災意識の向上に努めております。今後もこれらの情報をもとに建築物の耐震化に関する意識啓発を図ります。

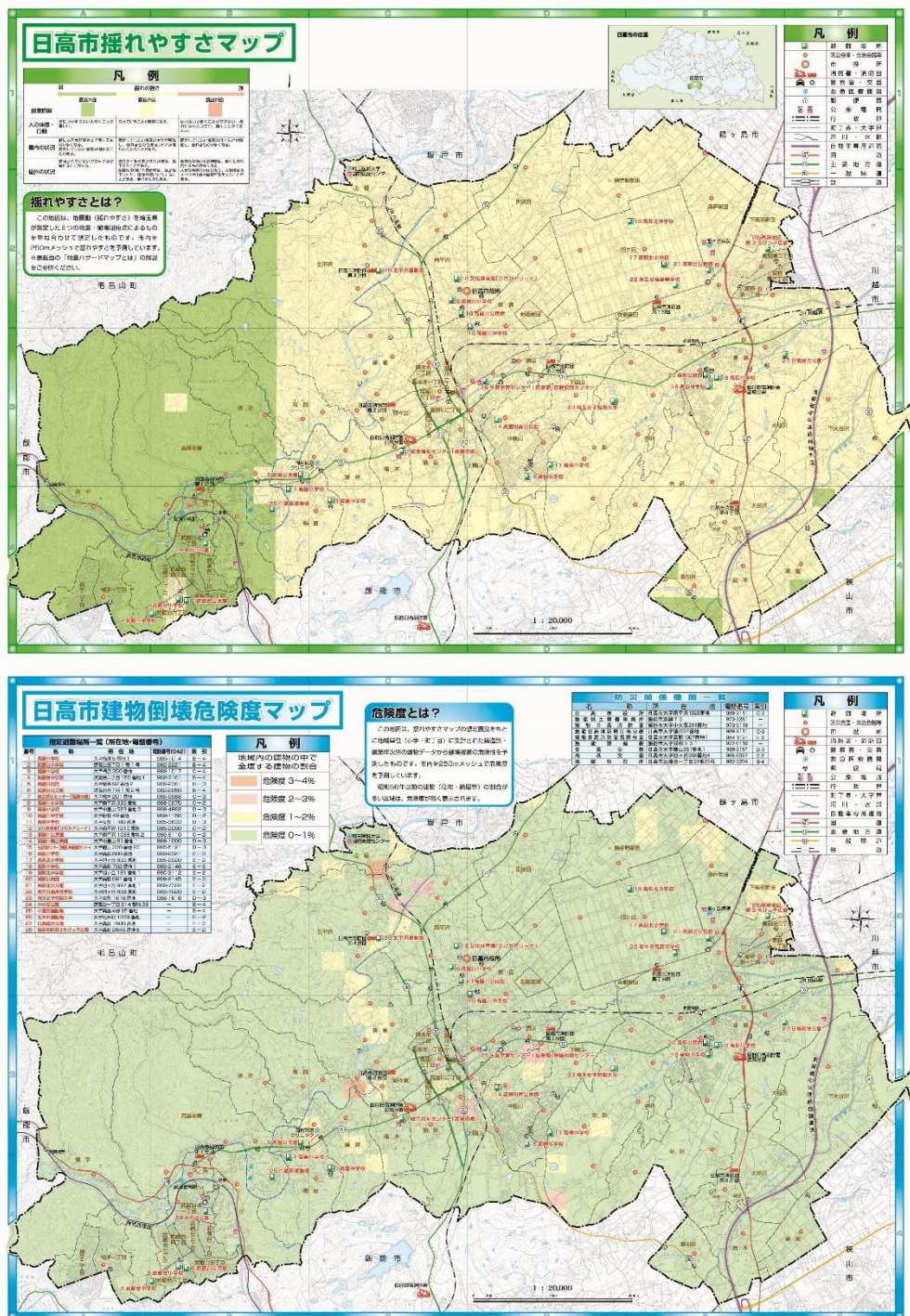


図 3-2 日高市地震ハザードマップ

(3) 建築基準法による勧告又は命令等の実施

建築基準法第 10 条に基づき、建築物の所有者等に対して、保安上必要な措置をとるため、県が勧告・命令を実施しようとする場合には、市は県と連携して情報提供を行う。

(4) 地域住民・自主防災組織等との連携

市は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という基本的理念のもと、地域に密着した自主防災組織の活動支援、結成の促進を図っています。

また、自主防災組織等との連携により地震時の安全対策、耐震診断・耐震改修に対する意識啓発や簡易耐震診断の受診促進を図ります。

3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 支援制度等

ア 無料簡易耐震診断

市は、図面等により既存木造住宅の無料簡易耐震診断を実施しています。

対象となる建築物は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物のうち木造住宅 2 階建て以下で、かつ、延床面積が 500 m²以下のものです。

イ 耐震診断及び耐震改修に関する補助制度

市は、住宅の耐震改修を促進するため、昭和 56 年以前に着工された木造の戸建て住宅等について、耐震診断及び耐震改修に要する費用の一部を補助します。

ウ 埼玉県建築物耐震改修等事業

埼玉県の民間建築物を対象とした補助制度の周知を図ります。

(2) 融資制度

住宅及び建築物の耐震化には次のような融資制度があり、これらの制度の周

知を図ります。

- ・住宅金融支援機構 「リフォーム融資」「高齢者向け返済特例制度」「マンション共用部分リフォーム融資」「賃貸住宅リフォームローン」
- ・埼玉県 「埼玉の家 耐震・安心エコリフォームローン」「耐震化融資制度」
- ・日本政策金融公庫 「社会環境対応施設整備資金」(中小企業事業)

(3) 税の特例措置

耐震改修等について次のような税制措置がとられています。

- ・住宅の耐震改修にかかる費用の所得税の税額控除、固定資産税の減額
 - ・住宅の増改築・耐震改修にかかる費用の所得税の住宅ローン減税
- なお、新耐震基準に適合する中古住宅購入にかかるものは建築年数の制限がありません。

これらの税の特別控除の周知を図ります。

(4) その他の支援策の検討

市は、耐震改修等を計画的に促進するため、住宅及び建築物の耐震化に関する支援策の検討に努めます。

4 安心して耐震改修を行うことができるようになるための環境整備

(1) 相談窓口の設置

市は、住宅及び建築物の所有者が安心して耐震診断・耐震改修を実施できるようにするため、相談窓口を設けております。

(2) リフォームに合わせた耐震診断・耐震改修の促進

住宅のリフォームに関する相談等の機会に耐震診断・耐震改修に対する情報提供や意識啓発を行います。

(3) 無料耐震診断相談会の実施

住宅の耐震性を知る機会を提供するために、耐震診断を無料で行える相談会を実施します。

(4) 地元建築士と連携した相談体制の整備

埼玉建築士会等と連携した無料耐震相談会の開催や市内の耐震事業を行っている建築士事務所名簿の公表など、市民が安心して耐震化に取り組めるように、情報の提供に努めます。

(5) 定期報告制度との連携

建築基準法第12条に基づき、定期報告が必要となる建築物の所有者等は、定期的に建築物の状況を特定行政庁に報告する必要があり、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況についても、報告することとなっています。

特定行政庁では、この定期報告制度を基に、多数の者が利用する建築物の耐震診断及び耐震改修の状況の把握に努め、耐震化の促進に活用します。

(6) 耐震サポーター制度の活用

県は、建築士事務所や施工業者を「耐震サポーター」として登録する制度を設け、耐震サポーターの名簿を公表しています。

市は、建築物の所有者等が耐震化について相談先を探す際に名簿を活用できるよう、この耐震サポーター制度を広く周知します。

5 地震時の安全対策

(1) 家具や棚等の固定による安全対策

地震発生時に、建築物の室内において、家具・タンス・食器棚・書棚等が転倒・移動することによる負傷者の発生や被害の拡大がないように、家具の転倒防止等室内での安全確保の方法等の情報提供に努めます。

(2) ブロック塀等の安全対策

地震発生時に、道路沿いの構造物（ブロック塀・看板等）・自動販売機等が転倒して負傷者が発生したり、交通の妨げにならないように、安全点検及び改修指導に取り組みます。

(3) 窓ガラス等の落下防止のための安全対策

窓ガラスや外壁タイル等の落下による負傷者が発生しないように、落下防止のための安全対策の周知及び指導に取り組みます。

(4) エレベーターの安全対策

大地震が発生した場合、エレベーターの閉じ込め等が発生する可能性が高く、救助には長い時間を要します。そこで、エレベーターの閉じ込め防止のための日常点検に関する情報提供を行います。

(5) 建築物の土砂災害対策

地震に伴うがけ崩れ等が発生した場合、建築物への大きな被害が想定されることから、土砂災害対策は重要と考えられます。本市では県と連携して、建築物が土砂災害に対して安全な構造となるよう改修等の啓発に努めます。

(6) 建築物の大雪対策

平成 26 年の大雪時には、屋根の崩落など、埼玉県内の建築物に多大な被害が発生しました。屋根の積雪が多いときに大地震が発生すれば、建築物がより被害を受けやすくなる可能性があるため、本市では県と連携して、法改正や各種制度通知など、国の動向に注視し、建築物の大雪対策について適切な対応を図るよう努めます。

第4章 その他耐震化の促進に関する事項

1 優先的に耐震化すべき建築物

次の建築物について優先的に耐震化の促進を図ります。

- ・ 避難所となる学校及び体育館等
- ・ 医療活動の中心となる建築物
- ・ 耐震改修促進法第14条各号で定める特定既存耐震不適格建築物
- ・ 旧耐震基準で建築された木造住宅

2 重点的に耐震化すべき区域の設定

重点的に耐震化すべき区域を次のとおりとします。

- ・ 埼玉県地域防災計画に定められた緊急輸送道路沿道
- ・ 日高市地震ハザードマップに記載した危険度の高い区域
- ・ 避難所等の防災活動拠点となる建築物周辺の区域
- ・ 木造住宅が密集している区域

3 関係団体等による協議会の活用

市は、県、市町村及び建築関係団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を活用し、会員相互の綿密な連携の下に住宅及び建築物の耐震化の促進を図ります。

表 4-1 彩の国既存建築物地震対策協議会会員名簿
会員数 75 (令和7年4月1日現在)

県 埼玉県					
市町村 63市町村					
さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市
所沢市	飯能市	加須市	本庄市	東松山市	春日部市
狭山市	羽生市	鴻巣市	深谷市	上尾市	草加市
越谷市	蕨市	戸田市	入間市	朝霞市	志木市
和光市	新座市	桶川市	久喜市	北本市	八潮市
富士見市	三郷市	蓮田市	坂戸市	幸手市	鶴ヶ島市
日高市	吉川市	ふじみ野市	白岡市	伊奈町	三芳町
毛呂山町	越生町	滑川町	嵐山町	小川町	川島町
吉見町	鳩山町	ときがわ町	横瀬町	皆野町	長瀬町
小鹿野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町	寄居町
宮代町	杉戸町	松伏町			
建築関係団体 11団体 (順不同)					
一般社団法人	埼玉建築士会	一般社団法人	埼玉県建築士事務所協会		
一般財団法人	埼玉県建築安全協会	一般社団法人	埼玉県建築設計監理協会		
一般社団法人	埼玉県建設業協会	公益財団法人	埼玉県住宅センター		
	埼玉土建一般労働組合		建設埼玉		
	埼玉県住まいづくり協議会	一般財団法人	さいたま住宅検査センター		
一般社団法人	日本建築構造技術者協会	関東甲信越支部	埼玉サテライト (JSCA 埼玉)		

4 多数の者が利用する市有建築物の耐震化の基本方針

市は、これまで特定既存耐震不適格建築物で旧耐震基準となる小中学校等の建築物の耐震改修を進めてきた結果、市有特定既存耐震不適格建築物の全てについて、耐震性が確保されております。

しかしながら、その他の市有建築物については、次のアに位置付ける建築物から優先的かつ計画的に、イの安全性の評価などの手法を活用して検討していくこととします。

ア 日高市地域防災計画における位置づけ

- ・ 防災上重要である避難所等となる建築物、及び災害時に拠点となる建築物

イ 法に基づく安全性の評価

- ・ 耐震診断の結果に基づく建築物の地震に対する安全性の評価

表 4-2 地震に対する安全性の評価

(鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等)		
構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(1)	I_s が 0.3 未満の場合又は q が 0.5 未満の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
(2)	(1) 及び (3) 以外の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(3)	I_s が 0.6 以上の場合で、かつ、 q が 1.0 以上の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
この表において、 I_s 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。 I_s 各階の構造耐震指標 q 各階の保有水平耐力に係る指標		
(木造の建築物等)		
構造耐震指標		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(1)	I_w が 0.7 未満の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
(2)	I_w が 0.7 以上 1.0 未満の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(3)	I_w が 1.0 以上の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
この表において、 I_w は、構造耐震指標を表す数値とする。		

5 その他

(1) 地震保険の加入促進に資する普及啓発

大規模な地震災害発生後の復旧を速やかに図るためには、地震保険の活用は大変効果があります。令和6年の地震保険の世帯加入率は、全国平均で約35.4%、埼玉県の場合は約33.7%となっています。

このため、市は県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容などとともに、所得税、個人住民税に係る地震保険料の所得金額からの控除（地震保険料控除）等の特別措置について、情報提供に努めます。

(2) 特定既存耐震不適格建築物のデータベースの作成

市は、建築物の耐震診断・耐震改修を促進するため、特定既存耐震不適格建築物のデータベースの作成を進めます。

(3) 緊急輸送道路沿道の閉塞建築物耐震化促進のための連携

大規模地震等の災害発生時に緊急物資の輸送や緊急車両通行に必要な緊急輸送道路の機能を確保するため、県と所管行政庁12市（※）で当該沿道の建築物の耐震化促進策を検討しています。本市にある緊急輸送道路沿道の閉塞建築物の耐震化を促進するため、情報提供など県との協力体制を整えていきます。

※さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市、久喜市

(4) 被災建築物応急危険度判定士体制の整備

大規模地震では、余震等により被災した多くの建築物の倒壊及び部材の落下から生ずる二次災害を防止し、住民の安全確保のため応急危険度判定士が活躍しました。今後の災害に備え、判定活動を迅速かつ円滑に実施するために判定士への情報伝達訓練を行います。埼玉県とも連携を密にして、応急危険度判定士のネットワークの構築に関して今後も継続していきます。

(5) 計画の進行管理

令和12年度末の耐震化の目標の達成に向けて、本計画の適切な進行管理を行い、耐震化の進捗状況や、普及、啓発に関する施策の実施状況等を定期的に確認するよう努めます。

日高市建築物耐震改修促進計画

発行日 高市

連絡先 都市整備部都市計画課

電話 042-989-2111